



2026 年 8 月 19 日

各位

会 社 名 チエル株式会社
代表者名 代表取締役 川居 睦
(証券コード 3933 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 片岡 久議
(TEL. 03-6712-9721)

再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 5 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会による調査報告書を受領いたしました。同委員会による再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において再発防止策の策定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 再発防止策の概要

当社は、当社子会社である株式会社オキジム（以下、「オキジム」）において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」）第 2 条第 6 項に規定する「不当な取引制限」に該当する可能性のある行為が認められたことを真摯に受け止め、再発防止に向けた取り組みの一環として、再発防止策を策定し、以下の方針で実施することを決定いたしました。

具体的には、以下の 6 つを中核事項とし、経営資源を集中して確実に実行・定着させてまいります。なお、再発防止策の詳細および実施状況については別紙をご参照ください。

（1）取締役会・経営トップのコミットメント

オキジム取締役会において「独占禁止法違反ほか、入札の公正・公平を阻害する行為を一切行わない」ことを決議し、その内容を全役職員および取引先に周知します。当社取締役会においても、親会社としての監督責任を明確にし、本再発防止策の実施状況を継続的に監督することを決議します。また、両社の経営トップが機会あるごとにコンプライアンスの重要性を継続的に発信します。

（2）独占禁止法遵守行動指針の策定・周知徹底

公正取引委員会が公表する入札談合の防止に関する資料等を踏まえた「独占禁止法遵守行動指針」を策定し、禁止行為や競争事業者との接触時のルール、相談・通報窓口等を定めます。本指針は当社グループ共通の規範として他のグループ会社にも展開し、就業規則においても独占禁止法違反行為が懲戒解雇を含む懲戒処分の対象となることを明記し、抑止力を強化します。

（3）役職員に対する研修・勉強会の実施

本事案の事実関係を教材とした全役職員向けの独占禁止法勉強会を定時株主総会の継続会開催までに実施し、以後も風化防止のため毎年度実施します。また、入札関連部署および決裁権者に対する実務研修を実施し、研修後の理解度確認テストや、全役職員からの独占禁止法遵守に関する誓約書の提出を毎年度求めます。

(4) 当社によるグループ管理、報告・連絡・相談体制の強化

当社本社の子会社管理部門（経営企画室）をグループコンプライアンスを統括する部門として明確に位置づけ、担当取締役を定めます。「関係会社管理規程」を改定し、オキジムが当社に事前協議・報告すべき事項を明文化するとともに、グループ各社の役職員が直接相談・報告できる「グループ報告・相談窓口」を設置します。また、オキジムとの月次コンプライアンス報告および四半期ごとの連絡会を定例化し、当社の内部監査部門による定期監査（独占禁止法の遵守状況や入札案件のサンプリング確認を追加）を実施します。

(5) 業務プロセスおよび情報システムの整備

職務権限規程および決裁基準を整備し、入札参加の可否や価格決定に関する権限と責任の所在を明確化するとともに、ワークフローシステム（電子決裁）の導入により、意思決定の過程が自動的に記録・保存される仕組みへと転換します。あわせて、統合的な ID・端末・情報管理基盤を構築し、入札案件管理台帳のシステム上での一元管理や IT 統制の強化を図ります。

(6) オキジムの経営体制の刷新およびガバナンスの強化

オキジムの現経営陣を刷新し、完全親会社である当社の役員をオキジムの取締役役に就任させます。また、オキジム独自の社外取締役を選任し、経営に対する独立した監督機能を確保します。これらの施策の実施状況は年度ごとにオキジム取締役会および当社取締役会へ報告し、定着状況に応じて見直してまいります。

2. オキジム代表取締役の異動、役員の辞任、およびチエル取締役報酬等の不支給について

今回の事案が発生したオキジム取締役 4 名および監査役 1 名より、2026 年 8 月 31 日に予定されるオキジムの臨時株主総会をもってそれぞれ同社取締役および監査役を辞任したい旨の申し出がありましたので、これを受理しております。これに伴い、当該臨時株主総会での承認を前提に、株式会社オキジムの新役員体制を下記のとおりとする予定です。

株式会社オキジム新役員体制案

代表取締役	川居 睦（当社代表取締役社長執行役員）
取締役	前田喜和（当社取締役執行役員）
取締役	片岡久議（当社取締役常務執行役員）
取締役	戀田剛（弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士）
監査役	片岡伸介（当社取締役監査等委員）

また、今回の事態を厳粛に受け止め、管理監督責任を明確にするとともに、今後の再発防止を徹底する観点から、2027 年 3 月期の当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬の不支給を決議いたしました。また、監査等委員会において、監査等委員である取締役に対する株式報酬の不支給を協議のうえ決定いたしました。

対象者	不支給の内容
取締役（監査等委員である取締役を除く） 5 名	株式報酬の 100%を不支給
監査等委員である取締役 3 名	株式報酬の 100%を不支給

3. 業績への影響について

現時点において、本件が当社の 2027 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上

<別紙>再発防止策の詳細

1. 再発防止に向けて、今後実施する施策

(1) 取締役会・経営トップのコミットメント	
実施する施策	・オキジム取締役会において「独占禁止法違反ほか、入札の公正・公平を阻害する行為を一切行わない」ことを決議し、その内容を全役職員および取引先に周知する ・当社取締役会においても、親会社としての監督責任を明確にし、本再発防止策の実施状況を継続的に監督することを決議する ・経営トップが、年頭・期初・研修等の機会あるごとに「不正行為による受注・利益は一切求めていないこと」「法令違反行為を自己正当化する理由はないこと」「上司の指示であっても法令違反行為は許されないこと」を継続的に発信する ・関与した役職員に対しては、社内規程に基づき厳正に対処する
実施時期・状況	2026 年 9 月 1 日
(2) 独占禁止法遵守行動指針の策定・周知徹底	
実施する施策	・オキジムにおいて、公正取引委員会が公表する入札談合の防止に関する資料等に準拠した「独占禁止法遵守行動指針」を策定する ・行動指針には、禁止行為、競争事業者との接触時のルール、入札・見積時の行動、記録の作成・保存、談合行為等に直面した場合の対応（その場での明確な拒絶・退席と報告）、相談・通報窓口、違反時の処分を定める ・本指針は当社グループ共通の規範として位置づけ、当社および他のグループ会社にも展開する ・オキジム就業規則において、独占禁止法違反行為が懲戒解雇を含む懲戒処分の対象となることを明記し、抑止力を強化する ・全役職員に配布・説明のうえ、周知状況を確認する
実施時期・状況	行動指針：2026 年 9 月 1 日制定 就業規則改正：2026 年 9 月 1 日
(3) 役職員に対する研修・勉強会の実施	
実施する施策	・オキジムにおいて本事案の事実関係を教材とした全役職員向けの独占禁止法勉強会を実施する ・以後、オキジム全役職員向けの独占禁止法研修を毎年度実施する（本事案の事実関係を教材として使用し、風化を防止する） ・オキジム入札関連部署および役員・決裁権者には、営業活動で判断に迷う場面を題材とした実務研修を行う。公正取引委員会の講師派遣制度等も活用する ・研修後に理解度確認テストを実施し、基準に達しない者には追加の研修を行う

	・受講記録を管理するとともに、オキジム全役職員に独占禁止法遵守に関する誓約書の提出を毎年度求める。受講状況および誓約書の取得状況は当社の子会社管理部門（経営企画室）に報告する
実施時期・状況	第1回勉強会：2026年9月10日までに実施 以後：毎年度実施
（４）当社によるグループ管理、報告・連絡・相談体制の強化	
実施する施策	・オキジム総務経営企画部を、独占禁止法その他の法令に関する社内相談窓口として明確に位置づけ、役職員が判断に迷う場面において行動前に相談できることを周知する ・オキジム総務経営企画部は、専門的な判断を要する事項について、当社子会社管理部門（経営企画室）または弁護士に照会し、その結果を相談者に回答する ・当社の子会社管理部門（経営企画室）を、グループコンプライアンスを統括する部門として明確に位置づけ、これを担当する取締役を定める ・「関係会社管理規程」を改定し、オキジムが当社に対して事前協議または報告を行うべき事項（入札に関する重大なリスク、行政機関からの照会・調査、通報・相談事案、重要な契約等）を明文化する ・当社に、グループ各社の役職員が所属会社を経由せずに直接相談・報告できる「グループ報告・相談窓口」を設置し、当社の内部通報窓口（社内・社外）をグループ全体で利用可能とする。報告・相談を理由とする不利益取扱いを禁止する ・当社とオキジムの間で、月次のコンプライアンス報告および四半期ごとの「グループコンプライアンス連絡会」を定例化し、課題の相談・報告を受ける体制とする ・当社の内部監査部門による、オキジムを含むグループ各社への定期監査を実施する。監査項目に独占禁止法の遵守状況および入札案件のサンプリング確認を追加する ・上記の実施状況および再発防止策の進捗を、当社取締役会に定期的に報告する
実施時期・状況	社内相談窓口の明示：2026年9月1日 窓口設置・報告体制：2026年9月1日 定期監査：2026年10月より
（５）業務プロセスおよび情報システムの整備	
実施する施策	・オキジムの職務権限規程および決裁基準を整備し、入札参加の可否、入札価格・見積価格の決定に関する権限と責任の所在を明確化する

	・オキジムにおいて、入札案件について、案件管理台帳への登録および複数名による関与を必須とし、担当者が単独で案件を完結させる運用を廃止する ・オキジムにおいてワークフローシステム（電子決裁）を導入し、入札参加の決定、入札価格・見積価格の決定、競争事業者との接触に係る事前申請・事後報告を電子決裁化する。申請・承認の履歴が自動的に記録・保存される仕組みとする。 ・オキジムにおいて統合的なID・端末・情報管理基盤を整備し、IT資産・アカウント・情報セキュリティを一元管理することで、IT統制を強化し、安全かつ効率的な情報システム運用を実現する ・オキジムにおいて入札案件管理台帳を情報システム上で一元管理し、案件ごとの積算根拠および価格決定の過程を記録として保存する ・これらの記録は、当社の子会社管理部門および内部監査部門が閲覧できるものとし、モニタリングに活用する ・文書・データの保存期間および廃棄に関するルールを整備し、記録の適正な保存を確保する
実施時期・状況	職務権限規程：2026年9月1日 ワークフロー・システム整備：2026年9月1日
(6) オキジムの経営体制の刷新およびガバナンスの強化	
実施する施策	・オキジムの現経営陣を刷新し、完全親会社である当社の役員をオキジムの取締役役に就任させる。これに伴う所要の機関手続（株主総会・取締役会の決議、変更登記等）を実施する ・オキジム独自の社外取締役を選任し、経営に対する独立した監督機能を確保する ・上記施策の実施状況を年度ごとにオキジム取締役会および当社取締役会へ報告し、定着状況に応じて見直す
実施時期・状況	役員体制の刷新：2026年9月1日

2. これまでに実施した事項

(1) 特別調査委員会の調査への全面協力

資料の提出、役職員のヒアリング対応等、特別調査委員会による調査に全面的に協力いたしました。

(2) 証拠保全（リーガルホールド）の実施

本件の調査開始後、本件に係る資料・データの削除・改変を禁止し、保全する措置を実施しています。

(3) グループ全社を対象としたホットライン調査

当社グループ全子会社の全役職員を対象にホットラインを設置し、他の法令違反行為の有無について調査を実施しました。その結果、オキジムを含む当社グループ全子会社において、公表済みの

事実以外の法令違反行為の具体的事実を認定するに足る証拠はないと判断されています。

(4) 社外通報窓口の設置

オキジムにて従来の社内窓口に加え、弁護士を窓口とする社外通報窓口を設置しました。

(5) 経営トップによる決意表明

オキジム代表取締役より全役職員に対し、法令遵守を受注に優先させる旨のメッセージを発信しました。あわせて、当社代表取締役より、グループ全社の役職員に対し同旨のメッセージを発信しました。

(6) 当社によるグループ管理体制の緊急点検

当社の子会社管理部門（経営企画室）において、オキジムを含むグループ各社の入札関連業務および法令遵守の状況について緊急点検を実施し、その結果を当社取締役会に報告しています。

3. 中長期的に導入を検討する施策

上記の中核6事項の運用状況と実効性を検証したうえで、外部専門家を含む第三者による遵守状況の検証、当社グループ共通のコンプライアンス管理基盤（eラーニング、誓約書・研修受講記録の一元管理等）の導入、入札関連部署における定期的な人事ローテーションの実施について、段階的に実施を検討します。すべての施策を同時に制度化することによる運用の形骸化を避け、定着したものから段階的に積み上げてまいります。